

町の掲示板

1月の納税

町・県民税・4期
国民健康保険税・8期分
後期高齢者医療保険料・7期分

町の人口

平成27年11月30日現在()=前月比
人口 2万7636人(+4)
男性: 1万3540人(+14) 女性: 1万4096人(-10)
世帯数 1万937戸(+3)

社会教育課

☎ 934-0030

第31回綱引き大会参加者募集

綱引きは子どもから大人まで、みんなで一緒に楽しめるスポーツです。

チームの力を合わせて、綱を引ませんか。

- ▶日時 2月21日(日) 9時開会式
- ▶場所 須恵中学校体育館
- ▶部門 一般男子、一般女子、男女混合、親子男子、親子女子、小学生
- ▶問合せ先 須恵町体育協会事務局 ☎090-4771-0030



子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線273)

児童扶養手当について

▶児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に貢献し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※所得制限があります。

▶手当を受けられる人

次のいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども。中度以上の障がいがある場合は、20歳未満の子ども)について、父(母)がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- (1) 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
- (2) 父(母)が死亡した子ども
- (3) 父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある子ども
- (4) 父(母)の生死が明らかでない子ども(遺棄など)
- (5) 父(母)から一年以上遺棄されている子ども
- (6) 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- (7) 父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている子ども
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

▶申請に必要なもの 印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票、その他必要な書類があります。

※詳しくは、子ども教育課までお問合せください。

特別児童扶養手当について

▶特別児童扶養手当とは

障がい(法令で定める程度以上)のある20歳未満の児童を養育している父(母)、または、父(母)に代わってその児童を養育している人に対し、支給される手当です。

※所得制限があります。

▶申請に必要なもの 戸籍謄本、世帯全員の住民票、診断書(所定の様式があります。省略できる場合もあります。)、請求者名義の通帳、印鑑

※詳しくは、子ども教育課までお問合せください。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線137)

平成25年3月までに須恵町が実施した任意予防接種(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)を受けた人へ

須恵町では、平成23年3月1日から平成25年3月31日まで、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種促進事業として接種費用の助成を実施しました。その事業により、いずれかのワクチンを接種し、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した人は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。心当たりのある人は、具体的な請求方法などについて、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口、至急お問合せください。

▶相談窓口

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
救済制度相談窓口

☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

☎03-3506-9411 (有料)

※I P 電話などでフリーダイヤルがご利用にならない場合。

▶受付時間 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時から17時まで

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線126)

要介護認定による障害者控除対象者認定書について

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合は、健康福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。所得税・住民税の申告の際は、事前に健康福祉課で認定書の交付を受けてください。

▶対象 65歳以上で平成27年12月31日時点で、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人
※ただし、要支援認定の人は対象になりません。
※証明書発行には日数がかかります。
※障害者手帳などをお持ちの人は、手帳を提示して控除を受けることができます。

▶持ってくる物 印鑑、介護保険被保険者証
※代理申請者は身分を証明する免許証なども必要

税務課

☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線134)

平成27年1月から相続税の基礎控除額などが変わりました

基礎控除額の計算

●改正前
 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$

●改正後
 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

※上記のほか、①相続税の最高税率の引き上げ
②未成年者控除および障害者控除の税額控除の引き上げ③小規模宅地などの特例の適用対象となる宅地などの改正が行われています。

国税庁ホームページでは、相続税などの関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」ページを開設しています。ぜひ、ご覧ください。

▶相続税・贈与税特集

<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/>

総務課

☎ 932-1152 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線322)

あなたの力が必要です!

消防団は、建物火災や災害などの有事の際、被害拡大を防ぐ「地域防災の要」です。また、地域行事に積極的に参加するなど、「地域のために」身近なところで活動しています。

須恵町では、その中心を担っているのが、主に20歳代から30歳代の若い人たちです。須恵町消防団は「住む地域のために」一緒にがんばってくれる、あなたの若い力を必要としています。

あなたが住む地域と一緒に守りませんか。興味をお持ちの方は、総務課消防安全係またはお近くの消防団員に声をおかけください。

まちづくり課

☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線342)

プレミアム付住宅リフォーム券の有効期限にご注意を!

＜購入者の皆さんへ＞

リフォーム券の使用有効期限は、1月31日(日)です。必ず、有効期限内に加盟店事業者へリフォームをお申し込みください。

使用されなかったリフォーム券の返品・返金はありませんのでご注意ください。

＜加盟店の皆さんへ＞

プレミアム付住宅リフォーム券の換金申請は、必要書類をそろえて、2月26日(金)までに行ってください。

※現在プレミアム付リフォーム券の販売は行っておりません。